国会事項

国会議員の秘書の退職手当支給規程等の一部を改正する規程

国会議員の秘書の退職手当支給規程等の一部を改正する規程は、二月二十七日両議院議長において、次のとおり協議決定した。

国会議員の秘書の退職手当支給規程等の一部を改正する規程

（国会議員の秘書の退職手当支給規程の一部改正）

第一条　国会議員の秘書の退職手当支給規程（昭和三十七年三月三十一日両院議長協議決定）の一部を次のように改正する。

第一条中「第八条」の下に「、第八条の二」を加える。

第二条第一項中「第四条第一項第一号」を「第四条第一項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、その勤続期間の計算については、その在職期間が六月以上一年未満の場合には、これを一年とする。

第四条第二項後段を削る。

第十三条第一項中「禁錮」を「禁錮」に改め、「（附則第五項において「退職手当支給除外退職」という。）」を削る。

附則第五項中「勤続期間二十年以上で退職した秘書（勤続期間三十七年以上の者で退職手当法第三条第一項の規定の例により計算した額の退職手当を受けることとなるもの、傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者及び在職中禁錮以上の刑に処せられ当該刑に処せられた日以後初めて退職（退職手当支給除外退職を除く。）をした者を除く。）」を「秘書が退職した場合におけるその者」に、「附則第二十三項までの規定の」を「附則第二十三項まで及び国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十二号）附則第四項の規定の」に改める。

附則第六項中「同項に規定する退職した秘書について」及び「当該退職した秘書について」を削る。

（国会議員の秘書の退職手当支給規程の一部を改正する規程の一部改正）

第二条　国会議員の秘書の退職手当支給規程の一部を改正する規程（平成十八年三月三十一日両院議長協議決定）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「が、この規程による改正後の国会議員の秘書の退職手当支給規程（以下「新規程」という。）」を「に、それぞれ百分の八十七（勤続期間が二十年以上の者（四十二年以下の者で国会議員の退職（国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）第三条に規定する国会議員の退職をいう。）及び死亡並びに当該秘書の傷病（国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）第二条に規定する傷病をいう。）及び死亡以外の事由により退職したものを除く。）にあっては、百四分の八十七）を乗じて得た額（旧規程第七条から第八条の二までの規定を適用する場合にあっては、当該退職手当の額）が、国会議員の秘書の退職手当支給規程」に改め、「（以下「新規程退職手当額」という。）」を削り、「新規程の」を「同規程の」に改める。

附則第五項中「及び第三項」を「及び第四項」に、「附則第三項」を「附則第四項」に改め、同項を附則第六項とする。

附則第四項中「前二項」を「附則第二項及び前項」に改め、同項を附則第五項とする。

附則第三項中「新規程退職手当額が」を「この規程による改正後の国会議員の秘書の退職手当支給規程の規定により計算した退職手当の額（以下「新規程退職手当額」という。）が」に改め、同項を附則第四項とし、附則第二項の次に次の一項を加える。

3　前項の場合において、旧規程の規定により退職手当の額を計算するに当たり、旧規程第七条から第八条の二までの規定を適用するときは、次の表の上欄に掲げる旧規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、旧規程附則第五項及び第六項の規定は適用しない。

第七条第三項第一号	当該退職手当の額	当該退職手当の額に百分の八十七を乗じて得た額
第八条	第六条又は前条の規定の適用を受けた秘書が退職した場合におけるその者に対する退職手当の額	第六条又は前条の規定の適用を受けた秘書がその者に対する退職した場合におけるその者に対する退職手当の額に百分の八十七を乗じて得た額（前条第三項の規定を適用する場合にあつては、当該退職手当の額）
	これらの規定を適用しないものとして計算した退職手当の額の合計額	これらの規定を適用しないものとして計算した退職手当の額（国会議員の秘書の退職手当支給規程の一部を改正する規程（平成十八年三月三十一日両院議長協議決定）の施行の日の前日の退職に係る退職手当の額について得た額）の合計額
第八条の二第三項第一号	当該退職手当の額	当該退職手当の額に百分の八十七を乗じて得た額（第七条第三項の規定による退職手当の支給を受けるものとした場合にあつては、当該退職手当の額）
第八条の二第四項	これらの規定を適用しないものとして計算した退職手当の額	これらの規定を適用しないものとして計算した退職手当の額に百分の八十七を乗じて得た額（第七条第三項又は前条の規定を適用する場合にあつては、当該退職手当の額）

附　則

1　この規程は、平成二十五年三月一日から施行する。ただし、第一条中国会議員の秘書の退職手当支給規程第一条の改正規定及び同規程第二条の改正規定（「第四条第一項第一号」を「第四条第一項」に改める部分に限る。）は、国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十六号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

2　第二条の規定による改正後の国会議員の秘書の退職手当支給規程の一部を改正する規程附則第二項（同規程附則第五項の規定によりみなして適用する場合及び同規程附則第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第三項の規定の適用については、同規程附則第二項中「百分の八十七」とあるのは、平成二十五年三月一日から同年九月三十日までの間においては「百分の九十八」と、同年十月一日から平成二十六年六月三十日までの間においては「百分の九十二」と、「百四分の八十七」とあるのは、平成二十五年三月一日から同年九月三十日までの間においては「百四分の九十八」と、同年十月一日から平成二十六年六月三十日までの間においては「百四分の九十二」とし、同規程附則第三項中「百分の八十七」とあるのは、平成二十五年三月一日から同年九月三十日までの間においては「百分の九十八」と、同年十月一日から平成二十六年六月三十日までの間においては「百分の九十二」とする。

3　国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の施行の日からこの規程の施行の日の前日までの間に退職した秘書に対する退職手当の額について、この規程による改正前の国会議員の秘書の退職手当支給規程附則第五項（同規程附則第六項においてその例による場合を含む。）の規定を適用する場合においては、同規程附則第五項中「退職手当法附則第二十一項から附則第二十三項までの規定の例」とあるのは、「国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十六号）第一条の規定による改正前の退職手当法附則第二十一項から附則第二十三項までの規定の例」とする。